

『学習院大学史料館紀要』第二七号抜刷

令和二年三月（二〇二二年）

宮中晩餐会の歴史的考察 その（二）

— 明治三十二年大日本帝国憲法発布式の諸様相 —

長佐古美奈子



【長佐古 口絵 1】 A 明治22年6月15日
丸木利陽撮影 昭憲皇太后立像写真 (香川家史料)



【長佐古 口絵 2】 B 明治22年6月15日
丸木利陽撮影 昭憲皇太后座像写真 (香川家史料)



【長佐古 口絵 3】 C 明治22年6月14日
鈴木真一撮影 昭憲皇太后立像写真 (香川家史料)



【長佐古 口絵 4】 D 明治22年6月14日
鈴木真一撮影 昭憲皇太后座像写真 (個人蔵)



【長佐古 口絵5】 B 丸木利陽台紙（香川家史料）



【長佐古 口絵6】 D 鈴木真一台紙（個人蔵）



【長佐古 口絵7】 B 上部拡大
星形ダイヤモンド着用状態のティアラ



【長佐古 口絵8】 D 上部拡大
星形ダイヤモンドを外した状態のティアラと、外した
ダイヤモンドを襟元に着用したと思われる状態

宮中晩餐会の歴史的考察 その(二)

—明治二二年大日本帝国憲法発布式の諸様相—

長佐古美奈子

はじめに

明治維新後、西欧化を余儀なくされた皇室では、西欧化を可視するものとして明治六年(一八七三)、まずは天皇が洋服を纏った。饗応のための料理として西洋料理を取り入れ、洋装、舞踏、洋楽、ふるまいなどが徐々にあるが国際的な接遇のレベルに達したことを示す場としての宮中晩餐会を成立させてきた。その過程を前稿にて食卓用品・食器、料理、テーブルマナー、ワインより読み解き、現在の宮中晩餐会の料理は、明治初期に導入されたイギリス経由のイギリス風フランス料理であり、その料理に関する諸様式の淵源はイギリスにあることを確認した¹⁾。

今稿では、明治二二年(一八八九)の大日本帝国憲法発布式を軸に、その前史である赤坂仮皇居御会食所、鹿鳴館の状況を確認し、明治新宮殿における憲法発布式の準備(特に皇后の洋装)、憲法発布式当日の接遇、宮中晩餐会、そこで下賜されたボンポニエールなどの諸様相を読み解き、そこから西欧に比肩出来る「宮中晩餐会」が成立した過程像を構築する。

皇室の近代化様式は、皇族・華族等の皇室周辺に伝播し、それが市民階級へ影響を及ぼし、明治以降の西洋文化を受容した日本独自の文化構築に繋がったと考えられる。「宮中晩餐会」は一般には馴染みが薄い事象ではあるが、そこに組み込まれた食事、食器、服装、ふるまい、マナー等は現在の我々の生活に深く根付いているものの淵源となっているものが数多くある。宮中晩餐会の歴史を読み解くことは、現在の日本人のアイデンティ

ティを探ることにもなる。

なお、今年度より新に科学研究費助成事業基盤研究(C)「近代皇室の総合的的西欧化過程研究—美術工芸品と文書史料双方向からのアプローチ—」(課題番号20K0175)が採択された。本課題には平成三〇年(二〇一八)度に学習院大学文学部史学科所蔵となった香川家史料(香川敬三・志保子関係史料)の整理と活用も含まれており、本稿も同史料を多く使用する²⁾。

また、同課題については上野秀治、植木淑子に研究協力を依頼した。本稿においても多くのご教示とご協力を得たことを冒頭に記しておきたい。

史料引用にあたっては、イギリス、フランスなど諸外国表記は適宜略して記述した部分があることをご容赦いただきたい。また、旧字を適宜新字に変換して記した。

一、明治二二年大日本帝国憲法発布式まで

一—一、明治一四年御会食所の設置

明治一四年(一八八一)一〇月赤坂仮皇居内に御会食所が新たに設置された。赤坂仮皇居は元紀州徳川藩邸であった建物を、明治六年(一八七三)の皇居火災の後のいわば避難先として使用していたため、公的な食事の場に事欠いていた。そこで外観は和風意匠、内部は洋風意匠を取り入れた和洋折衷の御会食所が増築されたのである。会食用の部屋は一〇八帖(約一七八㎡)であった。この和洋折衷様式は後の明治宮殿にも踏襲されるの

だが、この様式の導入には座礼から立礼へ、即ち和装から洋装への変化に伴う儀礼の変容及び、三大節（新年宴会・紀元節賜宴・天長節賜宴）の和食昼餐と、外国皇族との洋食晚餐の二通りの会食形式が存在していたことが要因であると、山崎鯛介が指摘している。³⁾

山崎によれば、この御会食所で開催された「御会食」は三大節賜宴二二回、外国皇族との御会食一〇回、臣下（大臣・参議および外国公使）との御陪食三〇回、その他一回の計六三回にのぼる。

外国皇族接待の場合は明治二年（一八六九）七月二五日に、英国皇帝ビクトリア女王の第二王子エディンバラ公の来日に際して、浜離宮内の延遠館を改修して以来その場を使用してきた。外賓との会食に際しては天皇が延遠館まで出向いて饗応がなされた。御会食所が出来たことでようやく宮中での正餐会が開催できるようになったのである。

もっとも延遠館もその役目を終えたわけではなく、外賓の宿泊所としての使用が続いたほか、天長節には各国公使を招いての天長節祝宴夜会が開かれた。また、後述するように、大日本帝国憲法発布式祝宴時の臣下賜宴会場としても使用された。

延遠館は外務省の管轄であったが、明治一六年（一八八三）に外務省管轄の鹿鳴館が竣工すると延遠館の管轄は宮内省へ移管された。

一―二、明治一六年鹿鳴館の開館

明治一六年（一八八三）内山下町の旧薩摩藩装束屋敷跡地に、外務卿井上馨の計画による外国賓客など接遇のための施設・鹿鳴館が完成した。「華やかな園遊会、舞踏会、仮装会、婦人慈善会（バザー）が頻繁に開かれ、それらは欧化主義の風潮のシンボルとなり、いわゆる鹿鳴館時代を現出した。しかし急速な近代化のゆがみも集約されており、仮装舞踏会に典型的にみられる狂的で皮相な欧化熱は世のひんしゆくを買った。」⁴⁾と一般的には評されている鹿鳴館であるが、接遇のレベルアップや婦人の社会的地位の外見的向上という面からは、新たな画期を迎えるための役割を担った。

鹿鳴館を計画した井上は外務卿として、次々と皇室を訪れる外賓への接遇を指揮してきた。接遇は前例に準拠していたが、万一にも礼を失するところがないように、規範を定める必要を痛感していた。明治一二年（一八七九）一月四日、正式に外賓待遇礼式が調査されることとなり、宮中に取調所が設置され井上馨がその委員長に任ぜられた。⁶⁾

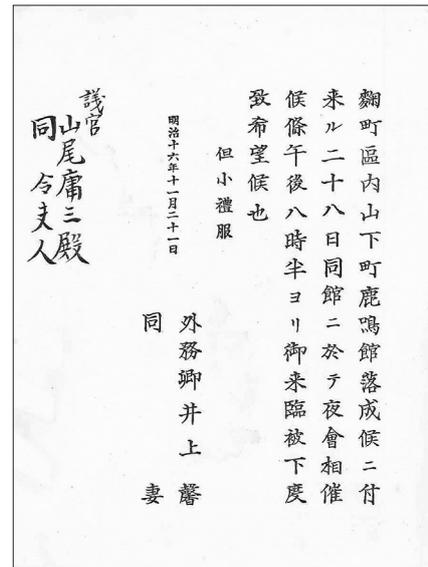
宮内省では「今世交際礼法」⁷⁾などの書籍を輸入・翻訳して海外各国の交際法を学び、接遇の様式を整えることに腐心した。明治一三年（一八八〇）二月には、調査の結果として、交際の季節、宴会の度数、種類、招待状を出す時期、書式、賓客の席次、婦人を扶助する礼式、宴会の作法など一八条からなる「内外交際宴会礼式」⁸⁾が定められた。

「内外交際宴会礼式」中では「凡ソ皇室及び朝廷ニ宴席宴会ノ儀典ヲ奉行セラル、トキハ（中略）各其夫人ト俱ニ齊シク其会席ニ参列スルヲ得ベシ」⁹⁾とし、夜会や舞踏会における夫人同伴の重要性が認識された。¹⁰⁾

これに呼応し、宮中においても翌明治一四年の新年拝賀より夫人同伴となった。皇后はそれ以前の明治七年から新年拝賀に出御している。しかし、儀式には同伴となっても、賜宴には皇后をはじめとする女性はいかなる形で参加していない。

当館所蔵の工部卿山尾庸三関係の史料群には六百点に及ぶ招待状・献立表などが含まれている。明治一六年一月二八日に挙行された鹿鳴館落成・開館の際の招待状も現存するが、そこには「外務卿井上馨」と「同妻」（記名ではない）との連名での差出が確認できる。また宛名も「議官山尾庸三殿」と「同令夫人」の連名となっている【図1】¹¹⁾。

山尾家史料中の他の招待状を調査し、いつから夫人連名となるのかを確認した。その結果、明治一三年（一八八〇）の皇居御苑での「菊花盛開きにつき拝観」（観菊会）¹²⁾の案内状においては、山尾庸三のみの招待（宛先）であったが、鹿鳴館の開館に際して、前述のように夫人連名宛となつていく。この時期から礼式が変わるのか、明治一六年四月の「浜離宮での観桜会」、同年一二月の「仮皇居御苑での観菊会」案内状も、山尾庸三と夫人連名宛に変化している。¹³⁾夫人連名・夫人同伴であることが、外交上でも必



【図1】鹿鳴館夜会招待状

要であるとの認識と実行が、鹿鳴館開館に際して日本国内でも夫婦連名が取り入れられたと推測される。¹⁴⁾

連名で招待された夫人達は、それまで「表」に出ることはほぼなく、家庭内の「奥」に暮らしていた。鹿鳴館開館により夜会、特に舞踏会という「表」に出ることが期待された。ヨーロッパ、とりわけイギリス上流社会では晩餐の後に舞踏会が開催されることが正式であった。そのためにはまずダンスを踊ることが出来なければならない。明治一五年（一八八二）の春から井上馨家では毎週水曜日を「西洋踊」の日とし、松方正義大蔵卿夫人、松田道之東京府知事夫人、園田幸吉夫人が勤勉に練習をしていた¹⁵⁾。鹿鳴館が開館した後、明治一七年（一八八四）夏には、侯爵鍋島直大幹事長の主催によりダンス練習会が組織され、日曜日ごとに鹿鳴館内でダンス練習会が開催された。山尾家史料の中にも夫人・令嬢宛の鹿鳴館での舞踏例会・舞踏演習の案内状が数多く残る。¹⁶⁾ いかに夫人・令嬢にダンスを覚えてもらい、舞踏会の構成要員となるかが、喫緊の課題であったことが痛感される。¹⁷⁾

慈善会（バザー）が開催されたことも鹿鳴館行事の大きな特徴である。明治一七年六月一二日より一四日まで開催された婦人慈善会の模様を、当

時の新聞が詳細な記事にしている。記事は慈善会とはそもそもなにか、から始まり、有栖川宮熾仁親王妃を総長とし、大山巖夫人捨松を筆頭に伊藤博文・井上馨・森有礼夫人らが売店一三か所を切り盛りした様子、出品物の「裁縫縫箔の細工ものの中には、小児の手遊びもの、団扇類」は二日間で売り切れ、三日目には小間物をわざわざ買ってきて陳列し、販売するほどであった様子が、驚きを以て報じられている。来観者は三日間で一万二千人に上り、売上金は約八千円であったという。¹⁸⁾

翌年以降も慈善会は開かれ、皇太后、皇后の行啓及び出品物の買上げも度々行われた。¹⁹⁾ 慈善会の収入金は、東京有志共立病院などへ寄附された。慈善会の運動は婦人たちの自発的な行動から出たものではないかもしれないが、婦人の活動、しかも慈善事業の端緒となったことは鹿鳴館の活動として評価すべきであろう。

では、その鹿鳴館で供された料理はどのようなものであったのであろうか。開館より少し時が経るが、明治二〇年（一八八七）六月一二日の晩餐会の献立は

- 「羹汁・牛製野菜鶏卵入
- 魚肉・鯛和蘭風掛汁
- 鳥肉・鶏肉油製
- 鳥肉・鳩笹肉伊太里製
- 獣肉・牛脊肉管麵製
- 蔬菜・野天門冬製
- 鳥肉・暹羅鶏蒸焼洋菜
- 製菓・二種合製氷菓 雑菓」

である【図2】²⁰⁾。メニューを読み解くとコベール風牛肉野菜たまご入りポタージュスープ、魚は鯛のオランダ風ソース、鳥はリシユリユ風鶏肉の腸詰（もしくはテリーヌ）と鳩モモ肉のイタリア風、牛肉は牛あばら肉のナポリタン、ホワイトアスパラとシャボン（去勢鶏）のローストサラダ、デザートは二種のシャーベットの取り合せとプティフルとなる。²¹⁾

この料理を作ったのは、明治四〇年（一九〇七）に洋食中央亭を開業し

た渡邊鎌吉の甥という⁽²³⁾。渡邊鎌吉は鹿鳴館の建物が華族会館となった際には料理長となっている。



【図2】鹿鳴館での晩餐会献立表

明治十九年（一八八六）に発行された西村茂樹の『日本道德論』を契機とし、国粹主義の潮流が高まっていた。その流れの中、明治二〇年のノルマントン号事件が発端となり井上が外務卿を辞職したことで「鹿鳴館時代」と称される期間は終わったとされる⁽²⁴⁾。建物も明治二十三年（一八九〇）には宮内省に払い下げられ、その後は前述したように華族会館が使用することとなった⁽²⁵⁾。しかし、鹿鳴館を契機とした婦人が「表」に出る場面はこの後も継続していくこととなる。

一三、明治二〇年オットモール・フォン・モールの登場

明治二〇年（一八八七）四月二十九日、横浜港にドイツ人夫婦が降り立った。一八七三年（明治六年）から一八七九年（明治十二年）までドイツ皇后兼プロイセン王妃アウグスタのもとで枢密顧問官秘書をつとめていたオットモール・フォン・モールと宮廷女官であった妻のヴァンダである。

「日本の宮廷がヨーロッパの宮廷事情を学び、かつ改革に乗り出すため

に現地の宮廷事情に詳しいヨーロッパ人の顧問を数年、東京に招聘しよう⁽²⁶⁾」ベルリン駐在日本公使青木周蔵と懇意であったモールに白羽の矢がたったのである。

赤坂仮皇居内の元々は有栖川宮熾仁親王のために用意された小部屋で、モールは「プロイセン王国の宮廷ならびに国家についてのハンドブック」「プロイセン宮廷の儀式要覧」などを英語に翻訳した。その英語を耳で聞いて日本語に翻訳したのは在英日本公使館勤務経験のあった宮内書記官の長崎省吾である。

モールが初めて協力して開催された午餐会は、来日間もない明治二〇年五月一三日のドイツ連邦ヘッセン州伯フリードリヒ・ウイヘルムへの賜宴であった。モール自身の記述によれば、この午餐会の献立や着席順位などの詳細は前もって決められており、テーブルにはすばらしい生花が活けられていた。また近衛師団の軍楽隊の演奏は抑制されたおとなしい音で、そのひびきはまことに魅力的で快適であった。しかし宮内省の役人が給仕人礼服を着用しただけの俄仕立ての配膳係は、皿やカトラリーを床に落とし、室内には騒音が鳴り響いた、という⁽²⁷⁾。この日の問題点を書き上げたと思われる史料が国立国会図書館憲政資料室蔵の「長崎省吾関係文書」中の「宮内省顧問モール氏ヨリ聞取書」となる⁽²⁸⁾。

その内容には「酒ノ配膳ハ献立書ニヨリ其程合順序及ヒ前後ヲ誤マラサル様注意スヘキ事」「配膳人ノ歩キ方ハ成ヘク靴音ヲ立タサル様注意スヘキコト 若シ配膳人ノ靴粗製ヨリシテ音高キ時ハ速ニ之ヲ改造スヘシ」などという注意が細々と綴られている。同史料の末尾には同二〇年七月五日のロシア大公アレキサンドル・ミハイロビッチ饗応宮中晩餐会について、モールが注意した事項も記されている。そこには「(一) 次回ノ晩餐会等ニ於テハ赤酒ハ氷ニ冷サス温和ノ度ニ加減シ調進スル様注意スヘキ事(二) 玻璃ノ氷菓子皿ハ喫シ畢リタルトキ其下ニアル皿ト一度ニ取片付ケベキ事(後略)」と現在では当たり前であるような事項への注意も認められている。これを改善するために、まずは不慣れた給仕係（宮内省大膳職員）を教育すべく、伊藤博文邸で働いていたベルギー人執事デヴェッテを雇い入れ、

週に二回給仕の練習が行われた。その成果により宮内省職員による給仕人達のサービスは熟達していったという。また配膳人の服制も定まった。⁽²⁰⁾

長崎省吾の他にも、モールと関わりが深い宮内官僚がいる。それは香川敬三とその娘、香川志保子である。香川敬三は明治三年(一八七〇)に宮内省に出仕、明治四年には岩倉使節団への随行を希望したが選にもれ、宮内省を退官し自費で随行、のちに使節団の正式な一員となった。帰国後再び宮内省に勤務し、明治一四年から皇后宮大夫を務めた他、大膳頭や、有栖川宮・閑院宮・東伏見宮の家政担当も歴任した。娘の志保子は明治一八年から二年間英国留学をし、二〇年には欧州各国を歴訪した小松宮彰仁親王・同妃に随行し欧州各国の宮廷礼式などを学んで帰国した。帰国後明治二一年一月に宮内省御用掛に命じられ、明治二三年からは皇后職御用掛となり、皇后の洋装・装飾・西洋作法に關することや通訳を務めた。⁽²¹⁾

来日直後の明治二〇年五月二日に長崎の案内で宮中に参内したモールは、そこで式部職長官鍋島直大、式部次長高崎正風と共に香川敬三に会った。モールは香川の印象と志保子について次のように記している。⁽²²⁾

「日本国民特有の愛想のよさでわたしたちを迎えた第四の日本人は、皇后式部長の賀川であつた。賀川は小柄な丸顔でひげをすっきり落としていた。頭はきれ敏捷そうだが、ヨーロッパ言語の知識は全くなかつた。しかし、賀川子爵とわたしたちはそのご、ひきつづきたのしく熱心に交際した。それというのも、皇后がヨーロッパ事情ばかりか、そもそも世間一般のことからにきわめてするどい精神的な興味を示されていたからである。賀川は、やはりのちに宮内女官になった愛くるしい娘がいて、父親の通訳をしてくれたが、彼女はわたしたちにすこぶる好意的であつた。」

香川敬三と志保子はこの後さらに登場する。

一四、明治二二年明治宮殿内部・諸調度の準備

明治二二年(一八八八)一〇月七日、明治宮殿が完成した。御会食所と同じく、京都御所を模した和風の外観に洋風の内装という和洋折衷様式の

木造建築は、儀式の場である正殿、鳳凰の間、豊明殿に加え、天皇・皇后の住居である奥宮殿などが配され、赤坂仮皇居に避難していた諸機能は再び皇城に戻るようになった。当初明治宮殿については西洋建築案も出たが、明治天皇の「西洋人と御交際の場所は日本風の建物にて可成日本美術を以てせよ、無論暖炉も設け厳寒洋人の困らぬ事にせよ、建築の屋根は瓦を廢して銅ぶきの事、木材は檜の事、戸障子の類はうるしを利用せよ、壁の張紙は日本風を以てせよ、外国人に御対顔の場所は堅固美麗、御学問所御内儀は総て質素、女官室侍従職皇后職等は同一の普通にて質素、宮内省は総て洋館にせよ、庭苑は総て日本風、装飾は総て日本風、謁見所会食所休息所玄關総て日本風、内部は洋風」という思召しにより、和洋折衷様式となった。⁽²³⁾

明治天皇の要望通り、赤坂仮皇居御会食所同様、洋風室内装飾の織物や天井に用いられた材は国内産であり、文様も正倉院文様、平家納経装飾など日本の伝統的な意匠が多く取り入れられた。これらについては既に恵美千鶴子「明治の皇室に選ばれた表象 明治宮殿と御物」をはじめ、小沢朝江「明治の皇室建築 国家が求めた〈和風〉像」など詳細な研究が蓄積されているので割愛するが、ここに明治天皇の国産美術工芸品の推奨観を見ることが出来るのである。

明治宮殿というケースは出来上がった。次には内部の展示物を整えなければ外国賓客へ見せる展覧会は始まらない。これまで述べてきたように、明治宮殿での憲法発布式の賜宴が行われるまでには、皇室は食卓用品・食器、料理、ワインなど様々なものを準備してきた。⁽²⁴⁾さらに明治二二年(一八七九)二月六日には「佐和少警視欧州巡回二付キ各国帝室祝式ノ献立食卓飾付等取調方依頼ノ件」として卓上飾付の盛花についての調査依頼もなされている。この調査の結果によりモールにも賛辞された卓上花盛が出来るようになったのかは現時点では定かではない。

ただそういった物品をいくら揃えても、そこに集う人々が適切な行動を取らなければ、正しい饗応とはならない。そのための切り札として招聘されたのがモールであり、前述のような事細かな指導がなされたわけである。

このモールの登場以前から、西欧礼式練習として取り入れられたものもある。それが明治一〇年（一八七七）より行われた「御陪食の制」であった。この御陪食の目的、歴史についての考察は刑部芳則「宮中晩餐会の成立過程」⁽³⁷⁾、山崎鯛介、メアリー・レッドファーン、今泉宜子『天皇のダイニングホール』⁽³⁸⁾に詳しいが、毎週金曜日に天皇が大臣や参議を招いて一緒に食事をするので、「天皇と臣下の関係を親密なものとする効果に加え、さらに洋食の味やテーブルマナーの練習にもなった」⁽⁴⁰⁾のである。「御陪食の制」は明治十九年（一八八六）七月まで断続的に続けられた。

この御陪食には、物理的にどれほどの人数が参加可能であったのか。赤坂仮皇居御会食所での最大収容人数が、「例規録」より判明する⁽⁴¹⁾。明治一六年（一八八三）四月の御陪食参加人員数書き上げによれば、御会食所にて上等食堂椅子を使用した場合は四六名、同所と珈琲ノ間を合わせて並革張椅子を使用した場合七六名、同様の方式で布椅子を使用した場合九〇名であった。つまり仮皇居時代には最大九〇名分程度の食器・用度・料理を準備すればよかったのである。洋食がふるまわれる外国公使を招いた賜宴であっても収容人数は同じである。

新築となった明治宮殿の、完成後には豊明殿と呼称されるようになる饗宴の間は二七二帖（約四五〇㎡）と宮殿内最大の広さを誇った。その他の後席之間（完成後は千種の間、竹の間、牡丹の間と呼称変更）も使用して饗宴を開くとすると仮皇居時代とは比べ物にならない数多の食器類が必要となる。しかも宮中晩餐会の料理の振る舞われ方では、同じ種類・大きさの皿が何百枚も必要となるのである⁽⁴²⁾。

明治宮殿完成後初の大饗宴となる明治二二年（一八八九）二月一日の憲法発布式については、前年一二月二五日の段階で「来二十二年二月十一日紀元節ニ付親王大臣以下輔宴ニ関スル用意品之見込有之候間 尚従前之通相心得可然哉相伺候也」⁽⁴³⁾と今まで通りの用品用意で行うのでよいかとの伺いが出ている。前年一二月に急に用度が必要と言っても準備は間に合わず、恐らくは従来の用度で対応したのであろう。しかし、やはり食器類の不足が生じたことが判明する。

宮内公文書館蔵の「洋食器及厨具新調書類」⁽⁴⁴⁾によれば、「豊明殿御会食之節 在来之洋食器ニテハ不足ニ付新調」として二七、六九六円一錢八厘という高額の予算が明治二二年度に計上されている。さらに洋食器は焼成に時間がかかるとして、翌二三年度にも一三、五三五円七錢八厘の支出を要するとしているのである。

この時発注された食器類と発注先、金額は以下の通りである。

明治二十二年六月三十日

表御用度

洋食器新調値段調

一 金貳萬七千六百九拾六円拾壹錢八厘	
内訳	
一 金九千八百貳拾四円拾七錢八厘	銀器及ナイフ類 小筆善太夫
一 金千五拾六円九拾四錢也	銀器類 宮川長右衛門
一 金壹萬四千七百四拾壹円也	金模様磁器類 精磁会社
一 金千九百七拾四円也	硝子類 山岸弥平

小筆善太夫に発注された「銀器及ナイフ類」は、茶注二個、珈琲注二個、牛乳注八個、砂糖入八個、砂糖鉢八個、洋銀製長形皿二四枚。いずれも正餐の後席での喫茶用銀製品である。宮川長右衛門に発注された「銀器類」は、和銀製独活（アスパラガス）鉢六本、氷鉢六本、砂糖飾六個、洋銀製麵包（パン）入四個、銘酒入三提、小判形盆大一枚、同小一枚、丸形盆大三枚、同中三枚、同小九枚、丸形皿二四枚、小判形皿二枚、蒔絵ブラシユ六本、鼈甲辛子匙一二本であり、宴席用品としてはそれほど大量ではない。これまでの稿で見てきたように、明治八年（一八七五）に英国王室御用達商店へ多くの銀食器の発注がなされた。これは明治六年（一八七三）に皇居が炎上し、岩倉使節団などが将来した多くの銀器が灰塵に記したものを補充拡大するためであった。焼失し、壊となった銀器等は貨幣に鑄造し直され流通し、明治一八年（一八八五）五月になって日本銀行券・横浜正金銀行

券として帝室予算に組み込まれた⁽⁴⁵⁾。今回の発注量は少量であるので、銀器類の大半は明治八年に発注された外国製品を引き続き使用したものと推察される。

この小筆善大夫、宮川長右衛門は、ともに宮内省出入りの御用商人で「用度録」「御用度録」中に度々登場する。生産業者ではなく、仲介業者であったと思われる⁽⁴⁶⁾。

これに比して生産者である有田の精磁会社は直接の大量発注を受けた。注文された「金模様磁器類」は、食皿六〇〇枚、菓子皿四五〇枚、高坏大二四枚、高坏中四〇枚、高坏小四八枚、羹鉢八個、野菜鉢六個、ソース鉢二〇個、小判形皿大四〇個、小判形皿中四〇個、小判形皿小四〇個、丸形皿大二〇枚、丸形皿中四〇枚、丸形皿小四〇枚、魚皿大一〇枚、魚皿小一六枚、茶々碗四〇組、小鉢一二個である。この「金模様磁器類」は同史料中に「肥前製金桐模様陶器」との記載も出てくる。これはこれまで何度も述べてきた、明治一三年(一八八〇)三月に長崎県に発注された「仏国セーブル製食器」を見本とする金彩桐御紋パルメット文の饗宴用食器セット(長佐古A2群)のことである⁽⁴⁷⁾。即ち現在の宮中晩餐会で使用されている食器群(長佐古A1群)の淵源となる食器類が豊明殿宮中晩餐会用として正式に大量発注されたのである。

この金彩桐御紋食器に対応するように、同じ明治二二年には洋銀スプーン・フォークの柄に桐御紋を打込む発注が三宅利右エ門になされている⁽⁴⁸⁾。前稿で指摘したようにイギリス式のテーブルセッティングであれば、スプーン・フォークの先端部分が上向きになるように置くので、紋も柄の表部分に打込みされたと思われる。

ガラス器もこれまでの稿で述べてきたように明治八年にイギリスへ発注されたものが現在の宮中晩餐会に使用され続けている⁽⁴⁹⁾。明治八年から一〇年余を経た憲法発布式饗宴においても当然それが使用されていたと考えられるが、他方、この頃よりようやく日本国内にもガラス器の発注がなされるようになってくる。

明治一九年(一八八六)、小筆善大夫に「和製水飲みコップ・和製葡萄

酒コップ各一〇〇個」が発注された⁽⁵⁰⁾。明治二二年四月二九日には「御紋付蓄薇模様ホンチ呑皿付 一個二付三円五〇銭 模様糸目台ラインワイン呑 一個二付一円三五銭」の見積書を山岸弥平が出している。時期から考えてもこの見積りが「一金千九百七拾四円也 硝子類 山岸弥平」に該当すると思われる。一、九七四円は、すべて三円五〇銭の「ホンチ呑 皿付」を購入したとしても、五六四個購入できる金額となる。

発注を受けた山岸弥平は大阪の日本硝子製造株式会社の東京販売代理人であった⁽⁵¹⁾。これは日本国内でも宮中晩餐会用の英国製ガラス器の模倣品が製造できるようになったことを裏付ける事項である。

殖産興業奨励の一事項として、国内におけるガラス製造に皇后は関心を寄せていた。皇后の関心は行動を伴う。皇后は明治九年より操業をはじめた品川硝子製造所に明治一六年(一八八三)に行啓し、翌一七年一〇月二五日にも再び行啓、製品も購入した上で、さらに百円が下賜された⁽⁵²⁾。

品川硝子製造所以外にも、皇后は翌一月には龍池会観古美術会及び第一勤工場に行啓し、出品作品数百点を購入した。これは「工芸御奨励の思召」であったと『明治天皇紀』に明確に記述されている⁽⁵³⁾。殖産興業の中でも工芸への関心の高さが伺えるのである。このような行啓には皇太后の同行も見受けられる。また、同行しなかった場合には後日同所に赴いている。さらには単独での行啓もあった。

明治一八年(一八八五)四月に繭糸織物陶漆器共進会が開催された。この繭糸織物陶漆器共進会は、品川弥二郎の発案、納富介次郎が指導的役割を果たしたもので、同年に開催予定であった第三回内国勸業博覧会を延期する代わりとして開催され、産地への啓蒙指導的な側面が大きかった⁽⁵⁴⁾。宮内省からも前述した宮中晩餐会用の金彩桐御紋パルメット文食器の見本となったセーブル産金彩パルメット文食器に桐御紋を後付けしたものとミント製の色絵金彩御旗御紋瓔珞文洋食器(長佐古E群)⁽⁵⁵⁾を出品するほどの熱の入れようであった。この繭糸織物陶漆器共進会へ皇太后は単独行啓し、出品物数十点を買上げている。「工芸御奨励の思召」は天皇・皇后のみならず、皇太后にも浸透していたのである⁽⁵⁷⁾。

この他、食卓用品として度々発注及び洗浄が発注されているのが消耗品であるリネン類、とりわけナプキンである。そのナプキンには「K印ナプキン、R印ナプキン」との刺繍と思われる加飾名があった。K印はKing、R印はフランス語で女王をあらわすreineかとも思われるが、現時点では不明である。

一―五、皇后の準備・洋装

天皇の大礼服・通常礼服は明治五年（一八七二）一月一二日に制定された⁽⁵⁰⁾。ここから天皇は洋装で外国賓客の前に立つ。一方、皇后が天皇と共に初めて外賓の前に姿を見せたのは、翌六年一月一日、その後新年拝賀や観桜会、観菊会などの機会が徐々に増えていくが、皇后の服装は宮廷和装であった。

皇后の外賓へのお言葉の初見は、明治三年（一八八〇）のドイツ帝国皇孫ハインリヒ親王参内の際と思われる。この時の史料には「皇后宮内廷敷居外迄出迎玉フ 此時聖上ご紹介アリ 三品宮之レヲ伝フ」「皇后宮御言葉アリ 三品宮之レヲ伝フ 皇孫答辞アリ」とあり、天皇と同席するのではなく、敷居外に出御し、外賓に対して三品宮（北白川宮能久親王）を紹介してお言葉が伝達される方式であったことがわかる。四月二日に開催されたハインリヒ親王離日に際しての昼餐には、親王妃や井上馨夫人、青木周蔵夫人エリザベートと、初めて夫人達が同席した。しかし、皇后は会食には同席せず、御座所で開かれた後席での珈琲ふるまいからの出御であった。このように外国貴賓との御会食には一貫して不参加であり、食後に場所を変えての懇談、珈琲が出される際に参加するのみであった。

外賓接遇のために皇后が初めて正餐会に出御したのは、明治一九年五月一九日伊太利国皇親ルイ・ナポレオン親王参内饗応のための宮中晩餐会である。この際にはナポレオン親王が皇后を御会食所まで誘引した⁽⁵¹⁾。

皇后が正餐に参加するようになった、この明治一九年五月前後の天皇・皇后及びその周辺の動向については、香川敬三が娘志保子に宛てた書簡に

より明らかになる。この書簡については、上野秀治が『学習院大学史料館紀要 二六号』誌上より順次翻刻を掲載している⁽⁵²⁾。今稿に掲載した書簡については本誌三五頁から四九頁に翻刻が掲載されているので、そちらも参照されたい⁽⁵³⁾。

香川志保子はこの時英国留学中であつた⁽⁵⁴⁾。留学の目的は西欧上流社会における婦人の洋装や接遇などについての習得である。敬三が明治一九年二月より皇后宮大夫専任となつており、皇后がどのような装いやふるまいをするかに深い関心を抱いていたことは間違いない、志保子の修学に期待を寄せていた。

明治一九年四月一二日付けの敬三発志保子宛書簡では「此程モ 皇后宮へ御洋服ヲ召サセ度旨、宮内大臣ヨリ内談ニ付、申上候所、国ノ為メナレハ何ニテモ可致ト 后宮御沙汰、依テ例之通 聖上へ相伺候処、ナラヌト御沙汰、大ニ困却、当節尽力中ニ御座候」とある。宮内大臣である伊藤博文より皇后の洋服着用について敬三に内談があつたので、皇后にその旨申上げたところ、皇后は「国ノ為メナレハ何ニテモ可致ト」との返答があつた。しかし、天皇にその旨を伺つたところ「ナラヌ」との返事であつた。そのため敬三も尽力中であると志保子に伝えている。同じ書簡で「欧州ノ風細大トナク政府へ持込候時節ニ候処、帝室独り頑トシテシリソケ候様ニテハ、政府諸大臣モ満足不致」と皇室（天皇）が欧化に消極的なことに不満を述べている。

天皇の態度に業を煮やした伊藤博文が「伊藤大臣ノ夫人ハ西洋服ト極込御所へも着し申候、来年ノ一月朝拜も洋服ノ大礼服ト申事ナリ」と、夫人を洋装で参内させて、さらに翌明治二〇年の新年拝賀にも洋装大礼服で参内すると広言していると、六月一日付け書簡で志保子に告げている⁽⁵⁵⁾。

こういった伊藤・香川ラインの実力行使が実り、まずは皇后が五月一九日の宮中正餐に同席をしたのである。この時皇后は和装であつたのだが、天皇の気持ちも動いたようで、六月二三日に伊藤宮内大臣から皇族・華族などに対し今後皇后も西洋服装を着るかもしれないので、夫人達も朝儀、礼式に相当の西洋服装を用いるようにとの通達が出された⁽⁵⁶⁾。香川敬三も志

保子に、皇后の言葉と共にこの通達を伝えて⁸⁰⁾いる。

此間 皇后宮へ拝謁セシ所、シホハドーシテ居ラル、ヤトノ事御尋アリ、又御沙汰ニ、志保ハ父敬三ノ忠義ノ志シヲ継キ可申人ナラン杯御話アリタリ、感泣ノ至ナラスヤ(中略)

婦人服制之儀先般及内達置候処、自今 皇后宮ニ於テモ場合ニヨリ西洋服装御用并可相成ニ付、皇族・大臣以下各夫人朝儀ヲ始メ礼式相当之西洋服装随意可相用事、

明治十九年六月廿三日

宮内大臣伯爵伊藤博文

すでに明治一七年には婦人服制が制定されていたが、「洋装は時に応じて」という程度であった。しかし、今後は皇后の洋装化に追随するようにと華族夫人達にも通達されたのである。この洋装化には莫大な費用がかかることを聞き及んだ皇后は、八月に親王妃達に夫々五千元を下賜している。この通達が出された一週間後、明治一九年七月三〇日、皇后は華族女学校卒業証書授与式に初めて洋装で臨んだ。

昨三十日華族女学校生徒卒業授与式執行ニ付、皇后宮御臨場被遊候、其時 皇后宮始而御洋服被為召候、可ナリ御似合被遊候、尤仕立等本邦人ニ候間十分トハ難申候、伊藤伯夫人尽力ニ御座候、御くしハ北島ナリ、飾物ニ乏敷(横浜ニモナシ)是ニハ頗る困ミ居申候、英国杯カモソット近カケレハ直ニ頼ムモノヲト存候、昨日御洋服ヲ召スモ小子供御す、メ申上候事ニ御座候

皇后に「御洋服ヲ召ス事モ」は「小子ヨリ御す、め申上候事」と香川敬三のすすめであり、「可ナリ御似合被遊候」であったと志保子に誇らしく伝えて⁸¹⁾いる。この洋服は日本製であり、装飾品を横浜で探したが入手出来ず、英国がもっと近ければ志保子に探してもらえるのに、と愚痴も述べて

いる⁸²⁾。

さらに一〇日後の八月一〇日には、皇后は初めて洋装で外国人との引見にも臨んだ⁸³⁾。また、日常でも月曜日と金曜日の週に二日は洋装を召し、洋装にて天皇とも食事をするようになり、皇后の洋装化と天皇の理解が進んだ様子がわかる。しかし、その世話をする伊藤博文夫人らが洋装の十分な知識を持ち合わせているわけではなかった。皇后の洋装化に伴い宮中にも洋装で参内するものが多くなるが、そのプロトコルもなっておらず、敬三は志保子の本場での教養習得に期待を寄せている。そのために志保子に百ポンドを替を送り「皇后宮御つむり御足の先きまで十分御取調ノ事、御くしの結様杯尤御取調ノ事」と命じているのである⁸⁴⁾。

翌明治二〇年の新年拝賀に皇后は洋装大礼服マントー・ド・クール⁸⁵⁾で臨むこととなった。この大礼服はドイツへ発注された。香川敬三書簡によれば「未タ日本ノ仕立屋ハ夫人ノ大礼服ヲ作り候者一人モ無之困リ居申候」という状況であった⁸⁶⁾。そのため海外へ発注されたことは理解できるが、なぜドイツであったのであろうか

「マントー・ド・クール」という言葉はフランス語である。素直に考えれば、モードの中心はフランスであり、またこれまでの宮中晩餐会関連諸品の購入経緯から考えればイギリス、という二か国の選択が妥当と思われる。実際香川志保子も皇后の洋装などに関する御用知識を身に着けるためにイギリスへ留学しているのである。

このドイツへの発注の理由については、裕居宏枝がドイツ側の史料も駆使し、詳細な分析をしている⁸⁷⁾。裕居によれば、香川敬三の書簡にある通り、明治一九年夏ごろから伊藤博文は青木周蔵へ大礼服発注について種々相談を始めた。青木は妻エリザベート(ドイツ人)と在独のエリザベートの兄クラウスに協力を仰ぎ、ベルリンの裁縫師マックス・エンゲルに制作を依頼した。大礼服を飾るティアアラなどの宝飾品はレオンハルトとフィーゲルに発注された。これらの発注は、伊藤の対独皇室外交の一端、日本の「ドイツ化」の表れに他ならないと論考している⁸⁸⁾。

一方、発注を受けた地元ドイツでも日本の皇后の大礼服と宝飾品制作が

ベルリンで行われることを歓迎していた。地元新聞にて報道がなされ、さらに出来上がった大礼服は暫くの間、仕立て店の店頭飾られていたという。このパフォーマンスが原因なのか、皇后の大礼服の日本到着はおおいに遅れ、何としても二〇年の新年朝拝には皇后を洋装で臨ませたかった伊藤をよきもきさせた。伊藤は急遽日本国内にも大礼服を発注し、不測の事態に備えた。後日、香川敬三が志保子に送った書簡には「当年一月朝拝ノ節、皇后宮欧州大礼服被為召」と書き記されていることから、ドイツ製の礼服は何とか間に合ったようである。

この際にドイツへ同時に発注されたティアアラについては、明治二〇年二月一日の『東京日日新聞』の記事がその詳細を伝えている。

○皇后宮御冠 我皇室より独逸国伯林府御用金工師レランハード及びフイーゲルの二氏に命じて製造せしめらる 皇后宮の玉冠を始め御装飾具の模様を仄に承はるに其代価は数万円にして、玉冠はブリリヤント形の金剛石六十個を以て作り奉り頂に九星あり其の中心に或る一個は重さ二十一カラットなるよし 但し其九星の金剛石は取外し自由にて御華簪にも遊はさる、様作り参らせ其他百四十個の寶石を組み合わせたる御襟飾並に純金の御腕飾の如き何れも華麗莊嚴極りなきものなりと申す

香川家史料中には、『明治天皇紀』『昭憲皇太后実録』に記載がある明治二二年六月一四日・翌一五日に鈴木真一と丸木利陽により撮影された三葉の皇后写真が存在する。そのうち座像の写真は初見のものであったことから、「華ひらく皇室文化」展において三葉同時に陳列公開をした。しかし各写真の詳細な検討は未だ行っていなかった。

三葉の写真はA「東京新シ橋 丸木利陽」と裏面にある立像の皇后写真、B「東京新シ橋 丸木利陽」と裏面にある座像の皇后写真、C撮影者不詳の立像の皇后写真である。Cについては、同一の写真が山尾家史料にも所蔵されている。また今回Cと同一日撮影と思われる撮影者不詳の座像の皇

后写真も発見された。これは大正一五年（一九二六）発行の『明治大帝写真帖』に掲載されていたが、同書以外の写真は管見の限りではこれまで見当たらなかったものである。これをDとする。【長佐古口絵1-4】
この写真撮影については、『明治天皇紀』『昭憲皇太后実録』の記録以外にも、明治二二年七月一六日付の『東京日日新聞』の記事がさらに詳しい状況を記している。

○御写真撮影 此程 皇后宮陛下には尊影御写真の御思召にて殊に 其術に長じたる譽ある九段の鈴木真一氏を宮内省より御召あり 同氏の計画に依り宮中に写真場を建築せしめ同場出来後第一日に 陛下の尊影を写さしめられたり 同氏は其術を磨きて御真影百四十余枚を製して奉りたるに殊の外御意に協ひ御慰勞として金五十円を賜はりたりと云ふ 或る高貴の方が右の御写真を押し奉りたるに御服は洋製にて宝冠を召させ給ひたる御像にして実に鮮明美麗光彩を放ちて拝まれたりと伝聞せり 又た其次日には写真師丸木某氏にも撮影の御用を仰せ附けられ是亦思召を以て慰勞金五十円を賜はりしよし 両氏共其の道の榮譽と云ふべし

『明治天皇紀』『昭憲皇太后実録』『東京日日新聞』の記事（一四日午前九時出御一 一時入御の際は鈴木真一撮影、一五日午前一〇時出御一 一時二〇分入御の際は丸木利陽撮影）と写真の状況（背景の設え、後述する宝飾品）から判断すると、この四種類が明治二二年六月一四日・翌一五日に鈴木真一と丸木利陽により、宮中の仮設写真場にて撮影された写真構図のすべてと思われる。

これらの条件を考え合わせると、C・Dが明治二二年六月一四日に鈴木真一によって撮影されたものであり、翌一五日にA・Bを丸木利陽が撮影したものとなる。丸木利陽撮影写真の台紙は金模様であり、撮影者不詳写真の台紙は青色模様であることも確認できた。【長佐古口絵5・6】

外国との交際には写真の交換が必要であり、これまで皇后の写真は明治

五年撮影の和装のものしかなかったことから、大礼服・ティアラが準備できた明治二二年に至り、ようやくこの写真を撮影したのである。大日本帝国憲法発布式には間に合わなかったが、これで交際準備も整ったわけである。

前述のドイツへ発注したティアラであるが、さらに写真を詳細に確認するとA、Bのティアラは先端部に星形のダイアモンドを有するが、C、Dの写真では星形がなく、その星形ダイアモンドか、もしくは「其他百四十個の宝石を組み合わせたる御襟飾」と思しきものが、襟元に飾られていることが確認できる【長佐古口絵7・8】。

星形ダイアモンドを付けた状態のティアラは昭和大礼の際に皇后が着用しているが【図3】、平成・令和即位の礼の際はいずれも星形ダイアモンドを外した状態で使用されている。



【図3】昭和大礼の際の皇后のティアラ

洋装での新年拝賀の後、明治二〇年一月一七日に皇后は「婦女服制についての思食書」を発す⁽⁸⁶⁾。その内容は、洋装は、日本古来の衣・裳と同じ構造であり、これは立礼に適し、動作にも便利であるので洋装化は理にかなっている。しかしその製造には必ず国産を用いること、と云うものである。ここにも「工芸御奨励の思召」が見て取れる。

しかし、その後すぐに国産即ち日本の職人だけで洋服が出来るようになったわけでない。明治二〇年には大島万吉で洋服を購入している一方⁽⁸⁷⁾、明治二二年にはドイツへの発注もなされている。この発注はベルリンコンネル街エンゲルより洋服地購入であるが、そのほか近く帰国するモール夫人ヴァンダを通じてベルリンでの洋服の仕立ても依頼している。その洋服を制作する際には国産の服地を使用することも希望している。

この際のものと思われる香川からモール夫人に宛てられた発注書の控によれば、大礼服一領予算五千円以内で新調、夜会服と尋問服は千円以内での新調という依頼であった⁽⁸⁸⁾。

洋装が通例となれば、婦人洋装の服制も制定する必要がある。婦人服制は以下のように決まった。

- 大礼服 Manteau-de-cour 新年式二用ユ
- 中礼服 Robe décolleté 夜会晩餐等二用ユ
- 小礼服 Robe mi-décolletée 同上
- 通常礼服 Robe montante 裾長キ仕立ニテ宮中昼ノ御陪食等二用ユ

従来この服制については、前述した明治一九年六月二三日の宮内大臣伊藤博文よりの洋服採用についての通達の際に、同時に出されたと考えられてきた⁽⁸⁹⁾。しかし、今回香川家史料を熟覧したことにより、この服制は、フォン・モールの宮内省顧問在任中に作成されたことが明らかとなった。

香川家史料中の「御服装婦人服制沿革」中に⁽⁹⁰⁾

明治二二年四月印刷

婦人服制

- 大礼服 Manteau-de-cour 新年式二用ユ
- 中礼服 Robe décolleté 夜会晩餐等二用ユ
- 小礼服 Robe mi-décolletée 同上
- 通常礼服 Robe montante 裾長キ仕立ニテ宮中昼ノ御陪食等二用ユ

とあり、その下部に張り紙にて

明治二十年五月ヨリ

同二十二年五月マテ

満二ヶ年間御雇 独逸国人

フォン、モール

右フォン、モール氏ハ伊藤宮内卿奉職中独逸国政府へ依頼シ

礼式其他取調ノ為御雇相成 別紙婦人服制モ其節取調相成候事

とあったのである。「明治二十二年四月印刷」(傍線筆者)とも書かれており、服制の詳細は、明治二十二年四月以前にモールによって調査され、明治二十二年四月になって印刷配布された、とも読み取ることが出来る。今後、従来の説を再検討する必要がある。

こうして、宮殿、調度、皇后の洋装の準備も出来、明治二十二年二月一日の大日本帝国憲法発布式を迎えるのである。

二、明治二十二年二月一日大日本帝国憲法発布式

二一、式当日の様子

明治二十二年(一八八九)二月一日紀元節親祭において、皇室典範及び憲法制定の告文が奏せられ、憲法発布式の日が始まった。この日の式典のプログラムはフォン・モールがベルリンで行われた類似の行事を模範として作成した⁽⁹⁵⁾。

当日は朝から雪が降りだした。その中、午前八時から係官員が明治宮殿正殿の装飾を準備し、午前一〇時に内閣総理大臣が「百官有司ヲ率テ式場ニ入り班列」、天皇が出御する間は君が代が奏せられ、うやうやしく正殿において憲法発布式が挙行された。この際正殿玉座には天皇のみ着席し、皇后は「高御座の右側に座を設けて参観」した⁽⁹⁶⁾。正殿には二脚の玉座が用

意されていたにもかかわらず、この時にはまだ天皇と皇后は横並びにはならなかった。皇后は「洋式のダイヤをちりばめた宝冠をおかぶりになり、バラ色の衣装に、やはりダイヤをちりばめたリヴィエラ風のアクセサリーをつけておられた」⁽⁹⁵⁾。当日の服制は中礼服、ロープ・デコルテーである。明治神宮外苑聖徳記念絵画館所蔵の和田英作画「憲法発布式」に描かれている皇后の服装は薔薇色であり、現在文化服装博物館に所蔵されている薔薇色の「中礼服」がこれにあたりと言われている⁽⁹⁶⁾。

発布式終了後、天皇と皇后は青山練兵場にての観兵式に行幸啓した。直前になってその際の行動変更が宮内大臣より海軍大臣に出された。そこには「来一日午後一時三十分 御出門青山練兵場へ 行幸海軍水兵閱兵参列式御覽(中略) 追テ当日皇后宮御同車ニテ 行啓被為在候筈ニ付為御心得此段申添候也」⁽⁹⁷⁾とあった。天皇・皇后が同じ馬車に乗ることはこれまでなかったことである。それが初めて同じ馬車に乗る「筈」となり、直前になって通達されたのである。この初めての馬車同乗については、藤波言忠が詳細を述べている⁽⁹⁸⁾。

憲法発布式当日、両陛下宮城より青山練兵場へ国儀式の鹵簿を以て行幸啓あらせらるるに際し、御馬車の右に天皇、左に皇后宮乗御あらせられたり、而して此の時の御馬車は英国にて新調せし鳳凰の飾あるガラ馬車にして、当時伊藤宮内卿と協議の上、余が英国に於て注文したるなり

馬車の右に男性が乗るか女性に乗るかについて取調べるようにとの明治天皇よりの沙汰があった藤波言忠は、明治一八年から二〇年までの欧州留学の際に各国の風習を取調べ、正式の際には皇帝が右に乗り、平時の際には皇帝が左に乗る旨を報告した。平時の際に男性が左に乗るのは「欧州各国に於て一般男子が左に乗り、女子が右に乗るといふは、格別深き理由あるにあらず、只馬車の乗降に際し、夫が妻の手を取り、之を扶けて昇降するといふ情より起これるものにして、之が一般の風習となれるなり」との理由であった。

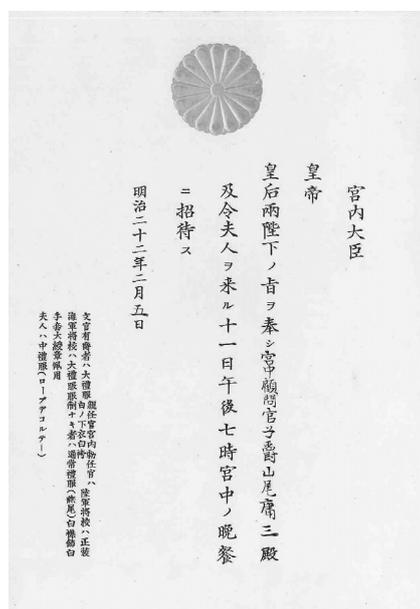
天皇・皇后が同乗した馬車は、現在明治神宮ミュージアムに展示されている。
この観兵式の後、夜七時から豊明殿において宮中晩餐会が開催された。

二二二、宮中晩餐会

当日、豊明殿に於ける宮中晩餐会に招待されたのは親王並びに妃、三条実美、内閣総理大臣黒田清隆以下の大臣、外国公使、公爵、動一等着とその妻など一一九名であった。外国公使夫妻の招待者は、仏国特命全権公使ジョーゼフ・アダムス・シエンキエウツ夫妻、伊国特命全権公使コンマンドール・レナート・ド・マルチノ、白耳義国特命全権公使ジョール・ジュ・ナイト夫妻、米国特命全権公使リチャード・ベンネット・ハッバード、露国特命全権公使デミトリイ・シエーウイチ夫妻、西班牙特命全権公使ルイー・デル・カスチロ・イ・トリゲロス、布哇国弁理公使ロベルト・ウオルカー・アルウイシ夫妻、朝鮮国代理公使金嘉鎮、葡国臨時代理公使ジョゼ・ダ・シルヴァ・ルーレイロ夫妻、澳国臨時代理公使アンリー・ド・シーボルト、英国臨時代理公使ゼオノレーブル・ポーウア・ルポエル・トレンチ、独国臨時代理公使バロン・カール・フォン・デルンベルヒ、蘭国臨時代理公使レオン・ファン・ド・ポルデル夫妻であり、このうち露国特命全権公使と葡国臨時代理公使は夫人だけでなく娘も同伴であった。⁽⁹⁸⁾

豊明殿に入りきれない勅任官、麝香問伺候、侯爵、伯子男爵総代などは三部屋に分かれて饗応に参加した⁽⁹⁹⁾。南溜間には山階宮晃親王が名代として臨席し八六名が参加、北溜間には北白川宮能久親王が臨席し七五名が参加、宮内省楼上では有栖川宮威仁親王が臨席し七七名が参加した。天皇名代の親王たちは「きわめて上品な方式で食事の開始にあたり、天皇に代わって賓客にあいさつ」した。その内容は天皇がすべての賓客を自分のテーブルで接待できないことを遺憾に思い、賓客が今座っているテーブルは天皇のテーブルの延長と申して欲しい、というもので、招待客にきわめてよい印象を与えたという⁽¹⁰⁰⁾。

午後一〇時に祝宴は終わり、次いで正殿において舞楽が演じられた。西欧式であれば舞踏会を開催するプログラムである。列席者でダンスが出来る者が少ないと判断され、舞楽になったのであるか。演目は大和歌が久米舞、舞楽が太平楽、打球楽、春庭花、童舞の胡蝶であった。天皇は牡丹の間に於いて少憩の後、一〇時一五分に臨御した。
舞楽終了の後、天皇・皇后は午後一一時に竹の間に移り、皇族・大臣・各国公使など約四〇名が立食の宴を賜った。それ以外の舞楽陪覧者九百余名は豊明殿で宴に参加した。
この日宮中に呼ばれたのは公侯爵のみであったので、伯子男爵は午後五時に別途延遠館に於いて酒宴を賜った。



【図4】 憲法発布式宮中晩餐会招待状

この晩餐会の予算は一八、六〇〇円(内、西洋酒代二、五〇〇円、洋食諸品代五四〇〇円)、立食の宴の予算は三、七〇〇円であった。その他臨時雇料理人費用一二〇円(西洋料理人一五人四五円、和料理人六〇人七五円)、給仕給料九一円三五銭が生じている。すでに宮中晩餐会の開催の一月前に大膳大夫より「宮城御移転後豊明殿ニ於テ御陪食被為在其人員百二十名ノ多ニ至リ候節ハ之カ為メニ配膳員ハ大約九拾名ヲ要シ候処 当職膳部長以下二十八名 主殿寮ヨリ兼勤十四名都合四十二人ノ現員ニテ(中略) 総

員七十名無之テハ引足不申」と給仕人の臨時雇願が出ている。⁽¹⁰⁾フォン・モールの指導で大膳職員達が恙なく給仕が出来るようになっていたとはいえず、人数不足は如何ともしがたい。

これは現在も同様で、現豊明殿定員一六八名に対して大膳課職員は四五名程度、うち半分は料理人であるので、配膳に関しては大膳課職員だけでなく、民間に九〇名程度の派遣を依頼している⁽¹¹⁾。

紀元二千五百四十九年		明治二十二年二月十一日	
晩餐			
一片剥蠣	レモン	洋酒蒸魚	馬法松露醬汁
煮込牛織肉	野蔬	薄切羊肉	豆
一献汁寄鴈肝	サラダ	一蒸焙七面鳥	注
一アスベルジュ	注	一シャルロット	マカロン
一アナ、氷菓子			

【図5】 憲法発布式晩餐会献立表

晩餐会のメニューは、「片剥蠣・レモン 泥亀羹 洋酒蒸魚・注汁馬鈴薯 煮込牛織肉・松茸菌 烹物鶏・野蔬 薄切羊肉・豌豆 凝汁寄鴈肝 ポンシユ 蒸焙七面鳥・サラダ アスベルジュ・注汁 シャルロット フラマカロン アナ、氷菓子」である⁽¹²⁾。牡蠣、スツポンのコンソメスープからはじまり、洋酒蒸魚のジャガイモ添え、牛ヒレ肉のトリユフ風煮込み、鶏と野菜の煮物、薄切り羊肉青豆添え、フォアグラのゼリー寄せ、ポンチ、七面鳥ローストサラダ、アスパラガススープ、デザートと続く一品である。前稿でも述べたが、⁽¹³⁾宮中晩餐会では給仕人が料理を盛り付けた大皿を持って回り、来客は各自で取り分ける。これが本来のフランス料理のサービス方式となる。自分が食べたいものを食べたい量、自分で取る。これは主賓も天皇も同様である。これも現在においても同様の方式で続け

られており、陛下もご自身で料理をお取りになるといふ。

この料理に使用される食器の調達・国産化についてはこれまで詳しく述べてきた。同様にフランス料理に使用する洋食材を調達することも、明治初期においては至難の業であった。そのために設置されたのが現在「新宿御苑」として親しまれている「植物御苑」である。

明治五年（一八七二）、大蔵省勸農寮は勸農政策の一環として旧信州高遠藩主内藤頼直の私邸など九万五六〇〇坪余りを購入し、内藤新宿試験場を開所した。その後内藤新宿試験場は明治七年に新設された内務省に移管され、さらに明治一二年には宮内省へと移管された。宮内省への移管にあたっては、皇室への食料供進が運営方針とされた。その中には外国蔬菜の種子や菌の購入などもあったという。明治二四年の記録では皇室に納められた西洋野菜は玉ねぎ、人参、独活、パセリ、クレソン、タイム、セージ、ローリエなど三三種に上る。⁽¹⁴⁾

明治一八年（一八八五）の宮内省官制制定に際し、御料局が設置され、翌一九年三月には「植物御苑」は御料局所管となり名称も「新宿御料地」と改称された。

明治一二年内務省雇であった福羽逸人は植物御苑掛に配属となった。福羽逸人は福羽美静の女婿にあたる。⁽¹⁵⁾欧州留学を経て明治二四年に宮内省御料局技師となった。その後逸人は食料、花卉の供給に尽力した。「福羽苺」を作り出したことで有名であるが、メロン、葡萄なども逸人が栽培を始めたものであると、大膳頭となった福羽逸人の元で働いた秋山徳蔵が書き記している。⁽¹⁶⁾

福羽逸人が中心となり温室を設置するなど大規模な庭園改修工事が行われた後、明治三九年（一九〇六）に「新宿御料地」は「新宿御苑」と改称された。

二二三、ボンボニエールの登場

宮中晩餐会の食事が終わると、招待客は別の間に席を移動し、珈琲やリキュールなどを飲みながら懇談する。その際にはプティフルも供される。これも現在の宮中晩餐会でも同様に行われている作法である。憲法発布式の際には、この後席でのプティフルは「菓ヲ盛ルニ銀筐綵囊ヲ以テシ」であったという。つまり食後のプティフルが皿や盆ではなく、銀の箱や美しい織の袋に個々に入っていたのである。さらにそれらには「皆二千五百四十九年紀元節ノ文ヲ彫繡」があった。プティフルをその場で食さなかった客も、食した客もその小箱や袋を持ち帰ったと思われる。

この「プティフル」入れは現在数種類が確認されている「二五四九紀元節」銘のある各種の工芸品に該当するものになる【図6】。

このうち「銀筐」に該当する①②は鍍金製。蓋と身をつなぐ蝶番がある。写真には挙げていないが管見の他の「二五四九紀元節」銘ボンボニエールも総て蝶番を伴っている。その後、数多作られるようになるボンボニエールでは、数種しか見られない造作である。「綵囊」に該当する③には中に銀製ボンボニエールを伴うが、これは後年に別物が入られたものと思われる。③と同様の作品が京都市にある天鷲絨美術館に収蔵されている。これは参列者の一人鹿児島県知事渡邊千秋の旧蔵品で、憲法発布式宮中豊明殿晩餐舞樂の際に下賜されたとの箱書きがある。中には薩摩焼の香炉が入っているとのことだが、③と同様、薩摩焼香炉は後年入れられたものである。また共箱も追って作られたものと思われる。

この「プティフル」入れは当日の招待客数に見合う一四〇〇個が用意された。一四〇〇個もの「プティフル」入れをオーダーで作るには時間がかかる。従って既製品に菊御紋と「二千五百四十九年紀元節ノ文ヲ彫繡」をし、憲法発布式の記念品であることを明記したことから、このように数種類のバリエーションが発生したと思われる。

改めてボンボニエールについて概述すると、ボンボニエールとは皇室・皇族などの慶事の際に下賜される菓子器である。明治二十七年（一八九四）

の大婚二十五年祝典に際しては皇室オリジナルデザインで発注下賜されたことが確認されている。その後、その時々の慶事に相応しい意匠で制作されるのが慣例となった。装飾性に富んだ工芸意匠や掌に乗るほどのミニチュア様式であったことが人々の心を捉えたのか、皇室・皇族のみならず華族家、企業や一般家庭に至るまでその風習が広まった。大正から昭和初期にかけて大流行し、数百種に及ぶ種類のボンボニエールが制作された。そしてその意匠決定には皇后が関わっていたことも判明している。

第二次世界大戦後の皇族の皇籍離脱、華族制度の廃止などから制作機会は減少したが、現在でも皇室の慶事の際にはオリジナルデザインのボンボニエールが制作されている。この明治二二年憲法発布式のボンボニエールはオリジナルなデザインではないが、皇室ボンボニエールの嚆矢となろう。Bonbonniereというフランス語が示すように、ボンボニエールはヨーロッパの風習である。フランス・イタリア・スペインなどでは子供の誕生や結婚などに際して、砂糖菓子が配られる。その入れ物に装飾が施されることも多い。ヨーロッパ由来であるが、イギリス、ドイツにはこの風習はないという。これまで見てきたように、宮中晩餐会の料理とワインはイギリス経由のフランス料理・フランス産ワインであり、皇后の洋装はドイツで制作されている。ここにフランス（もしくはイタリア・スペイン）由来のボンボニエールの風習を持ち込んだのは誰なのであろうか。

香川志保子は、英国留学中の明治二〇年（一八八七）、小松宮彰仁親王夫妻の欧州巡行に随員として加わり、フランス、ドイツ、オーストリア、イタリア、ロシア、デンマーク、トルコを訪問し、同年二月五日に小松宮一行と共に帰国した。小松宮随員として、各国王室の晩餐会に同席している。志保子はその間の出来事を詳細に記録している。それによれば、明治二〇年二月二日、オーストリア宮殿での舞踏会に参加した志保子は、舞踏会終了後の様子について「皇帝始皆退散ス、二三室ヲ過レハ男子二人ボン／＼ヲ持テ立テリ、名々随意ニ取リ持帰ル」と記している。明治二〇年の段階で、志保子はじめ小松宮夫妻、随員の三宮義胤夫妻、坊城俊章などもこの、舞踏会の終わりにボンボンを持ち帰る、情景に遭遇していた。



【図6】①「二五四九紀元節」銘俵形倭鼠文ボンボニエール



【図6】②「二五四九紀元節」銘方喰形黒塚文ボンボニエール



【図6】①「二五四九紀元節」俵形倭鼠文ボンボニエール 銘部分



【図6】②「二五四九紀元節」銘方喰形黒塚文ボンボニエール 銘部分



【図6】③「二五四九紀元節」刺繍仕覆 表



【図6】③「二五四九紀元節」刺繍仕覆 裏

これをこの中の誰かが日本に帰国後に報告し、憲法発布式に取り入れたとしても不自然ではない。

史料の根拠がない推測ではあるが、もう一人関与が考えられる人物がいる。それは、鍋島直大である。

鍋島直大は佐賀藩最後の第一代藩主で、明治四年(一八七二) 廢藩置縣により佐賀藩知事となったが、辞して岩倉使節団に同行した。明治一年(一八七八)に帰国後は外務省御用掛となり、明治三年(一八八〇) 駐イタリヤ王国特命全權公使となった。その間駐伊中に生まれた娘には伊都子と名付けている。伊都子は後年梨本宮守正王に嫁ぐことになる。直大は明治一五年(一八八二)に帰国し、鹿鳴館の開館の際にも奔走し、前述したように幹事長となっている。その後式部頭となり、明治一七年(一八八四)には式部職長官となった。フォン・モールが来日した際の式部長官は鍋島直大であり、明治二二年憲法発布式の儀式を掌ったのも鍋島直大である。

また鍋島直大の二度の洋行に随行した北島伊登子の存在も注目される。北島伊登子は直大の長女朗子・長男直映の侍女であったが、明治七年に佐賀の乱のために一時帰国していた直大が妻胤子を伴い再渡欧する際に、胤子の世話係として同行し、英国・フランスで語学はもちろん、洋装、ダンスなどの習得に努めた。直大がイタリヤ王国特命全權公使として再び渡欧する際にも早逝した胤子夫人の後添えとなった栄子夫人に同行している。この際に伊登子は出仕前にも関わらず宮内省より「伊国内廷諸礼式取調」が申し付けられていた。この取調を依頼したのは皇后であったという。伊登子はローマ滞在中、鍋島夫妻と共にイタリヤ国王・王妃にも謁見し、晩餐会にも出席している。帰国後の明治一七年二月五日に宮内省御用掛となり、大山捨松の姉である山川操、香川志保子と共に皇后の通訳、洋装などについての御用を務めた。

伊登子が侍女として仕えていた直大の長女朗子は加賀前田家当主前田利嗣に嫁いだ。利嗣の妹慰子は有栖川宮威仁親王の妃となっている。鍋島家同様前田家も皇室・皇族と近い関係にあった。前田利嗣が夫人朗子と共に

招かれた明治三一年(一八九八)の有栖川宮家晩餐の際にボンボニエールが配られた様子が、その箱書きから判明する。^⑩

威仁親王其妃ト同ク明治三一年五月二三日内外貴紳及夫人二十余名ヲ霞ケ関ノ邸ニ招キ晩餐ヲ饗セラル 余夫人朗子ト亦タ与ル 宴畢ル盤ニ菓子若干盒ヲ盛り毎盒色ヲ異ニス 客ヲシテ各其一ツ扱取ラシム 余金盒ヲ取り朗子銀盒ヲ取ル 今函ヲ製シテ此ヲ藏シ其由ヲ記ス

利嗣識

有栖川宮家の晩餐会が終わる際に、若干の菓子を入れた盒(ボンボニエール)が出され、客がそれぞれ選んで取った。利嗣は金色のものを取り、朗子は銀色のものを取り後日函を作って納めた、とある。

香川志保子がオーストリア宮殿で遭遇した光景、憲法発布式と同様の「各自が菓子入り小箱を選択して取るという配布方法」が、明治二二年から九年を経て、明治三二年には宮家の饗宴においても展開されているのである。また箱は伴わず、後日制作していることも判明する。^⑪

明治二二年、明治三一年の内容物については史料がないが、明治二七年大婚二十五年祝典の際の菓子器(ボンボニエール)には「小粒の五色豆の如き」を入れたと記されていることから、同様式を踏襲し、金平糖ではなかったかと推察される。

プティフルを金平糖とし、日本の伝統的な工芸品である香合や袋物に銘を入れることでボンボニエールとし、引き出物として列席者に下賜することを発案した者には敬意を抱かざるを得ない。

この憲法発布式以前にもボンボニエール様のものが皇室から下賜されていることも実は判明している。フォン・モールが明治二一年一月六日に鹿鳴館のバザーの記念品として、皇后から贈られたものは銀製のボンボン入れであった。^⑫

鹿鳴館における福祉バザー(中略)の記念にいつも情け深い皇后はわた

しの妻に三重のふたつきの四角形銀製のボンボン入れをくださった。これは皇室のご紋章が入っているきらびやかな古式ゆかしい日本人の作品だが、今でもわたしたちの家でタバコ入れとして使っており、賞賛のまゝとなっている。

これは後年タバコ入れに転用していることを考えると、大型のものであったと推測されるが、タバコがシガー、シガレットではなく、嗅ぎタバコであれば小型であった可能性もある。

また、皇室に「菓子入れ」が購入された例も見受けられる。明治十九年（一八八六）四月二六日、京都の並河清右衛門より「京細工八寸菓子入猫」を三円で購入している記録がある。並河清右衛門は「けうゑや」として営業していた毛植人形店である。したがってこの菓子入れは毛植人形であったと思われるが、菓子を入れるアイディアがボンボニエールに生かされたのかもしれない。

おわりに

明治二年二月一日の大日本帝国憲法発布式は東アジアで最初の立憲国家となることを世界に広く示すため、明治政府が全力で開催に臨んだものである。その開催のために皇室においても様々な準備がなされたことを、明治一四年赤坂仮皇居御会食所の設置、御陪食の開始、明治一六年鹿鳴館開館、夫人連名の招待状発送、慈善会、明治二〇年オットモール・フォン・モールの招聘、儀礼の習得、皇后の洋装での出御、明治宮殿の完成、諸調度の用意などより確認した。その準備にはフォン・モールだけではなく、式部職長官鍋島直大、皇后宮大夫香川敬三と娘志保子、長崎省吾をはじめとする宮内諸官僚が奔走したことも見て取れた。

そういった人々の努力に皇后は全力で報いた。天皇の反対をかわし、肌が露となる西洋服を着す。頭上には重い宝冠を戴き二日にわたり写真も撮影する、というポジティブな動向を示すのである。

皇后はここでも、工芸品の奨励や国産品の使用奨励を忘れることはなかった。明治二年、ドイツのビクトリア皇后が「我が国固有の縫箔の技を愛し、裂地を選んで回送し、其の製作を我に託す」ことを聞き及んだ皇后は「駐独特命全権公使侯爵西園寺公望に送附し、命じて贈呈」し、ビクトリア皇后は大に喜んだ。また同年同じくドイツ国皇帝ウィルヘルム一世の崩御を悼み、親書と西陣織卓被二枚を皇太后アウグスタに贈ったところ、大変喜ばれたと常に国産工芸品の普及に努めている。洋装導入に関しても、その生地はなるべく国産を用い、刺繍などをするようにと思召書に記している。フォン・モールは、この件について

その後、宮中では皇后はできるだけ国産の布地の服を召されるが、洋式のモデルに従って布地を加工し、仕立てるべきだと定められた。そこでモデルとなる衣装をわたしの妻がベルリンのゲルズン商会に頼みつけてしてみた。ゲルズンは注文どおりきわめて熱心に、しかも趣味豊かに完成させ、長年にわたり製品を発送することができた。だが大輪の花を咲かせたような模様の入った日本の布地は、素材も色彩もたしかに美しかったけれども、パーティー用のドレスとしてはあまりにも華美であり、とくに色が派手すぎて洋風の衣装には使用できなかった。そこで、京都でもつばら皇室用の布地を生産している工房は、まず彼らが模倣しながら織ることのできる錦の模範や色彩の模範を入手しなければならなかった。これらの模範のうちまず一応の選択が行われ、ついでこの問題に当然のことながら、きわめて関心を寄せている宮中女官との度重なる話し合いによって、これだという見本が確立されたあと、京都の工房に発注されるようになった。すると工房は一カ年の期限後、専門家の目すらうつつりとさせるような、皇后はじめ宮中の人々の衣装のための素晴らしい布地を織り上げた。

と、述べている。皇后の思いに女官も、京都の職人も応えたのである。

そういった準備を経て、明治二年二月一日の大日本帝国憲法発布

式・宮中晩餐会が開催された。フォン・モールの指導のもと、恙なく晩餐会は遂行し、夜会が終了する際には「皆二千五百四十九年紀元節ノ文ヲ彫繡」が入った「菓ヲ盛ルニ銀筐綵囊」、即ちボンボニエールが招待客に贈られたのである。ボンボニエールは前述の通り、この後多く作られるようになるが、多くは銀製であった。ここには庖刀令で職を失った刀剣師金工職人の救済の意図もあった。ここにも皇室の工芸の奨励が見て取れる。明治二二年のボンボニエールの銀細工加飾は鏝や三所物に通じる雰囲気がある。

ボンボニエールは当初は菓子器と呼ばれているが、早い段階から「ボンボニ」¹⁾「ボンボンニエール」等と記載されることもあり、外国由来であることは明白である。その導入者は依然として不明であるが、明治二〇年にオーストリア宮殿で、実際にボンボニエールを下賜された香川志保子をはじめとする小松宮一行の存在や、名称からフランス、イタリアに関係のある鍋島直大の関与の可能性も指摘した。

現在はヨーロッパにおいても、ボンボニエールと言えば「日本の皇室のもの」と言われるほど、他に類を見ない日本皇室オリジナルの伝統となっている。

イギリス経由のフランス料理・フランス産ワイン、洋装の皇后、フランスもしくはイタリア由来のボンボニエールを織り交ぜ、ドイツ人のフォン・モールが完成させた宮中晩餐会は極めてハイブリットなものであった。フォン・モールはこの憲法発布式をやり遂げ、帰国の途についた。

このハイブリットな宮中晩餐会の様式—近代皇室様式美・伝統—は現在まで、明治に導入された様式を基盤としながらも、その時々柔軟に対応しながら続いているのである。

謝辞

本稿を成すにあたり、多くの方々からご教示とご協力を賜りました。記して感謝申し上げます。

石井裕、今泉宜子、岩壁義光、上野秀治、植木淑子、梅田優歩、小島温子、香川擴一、香川和敬、倉谷良一、小松大秀、柴田明、篠木隆史、千麻子、高橋要三、田中潤、千葉功、研谷紀夫、戸矢浩子、内藤政武、那須香織、中島良司、福羽忠、福羽映子、藤澤卓也、前田利祐、松花菜摘、柳原順子、柳原留美子、吉竹泰雄、吉原康和

一般社団法人霞会館、学習院大学文学部史学科、宮内庁宮内公文書館、国立国会図書館憲政資料室、成巽閣、天鷲絨美術館、株式会社明治屋

本研究はJSPS 科研費 JP20K00175 の助成を受けたものです。

註

- (1) 長佐古美奈子「宮中晩餐会の歴史的考察その(一) —現在に続くイギリス風の導入—」(『学習院大学史料館紀要』第二六号、二〇二〇)
- (2) 史料の閲覧に際しては学習院大学文学部史学科千葉功教授にご高配を賜った。
- (3) 山崎鯛介「明治天皇の御会食にみられる三つの機会とその内容」(山崎鯛介、メアリー・レッドファーン、今泉宜子『天皇のダイニングホール』思文閣出版、二〇一七) 一七頁。
- (4) 『日本大百科全書』(ジャパンナレッジ) <https://japanknowledge.com/library/> 二〇二一年一月五日最終閲覧。
- (5) 『明治天皇紀』二、明治二年八月二二日条(吉川弘文館、一九六九、以下『明治天皇紀』と略) 一六九頁。
- (6) 『明治天皇紀』四、明治二二年七月二二日条、七二二頁。

- (7) 宮内公文書館蔵「今世交際礼法」(識別番号71595) このほか「在外
公使諸礼法報告 明治一〜一六」(識別番号71695)「普国礼法
謁見之部」(71767)「澳国政府礼式書」(識別番号71507) など多く
の儀式書の翻訳が確認できる。
- (8) 国立国会図書館憲政資料室蔵「[内外交際宴会礼式他]」(長崎省吾
関係文書128) 以下所蔵館名略。
- (9) 「[内外交際宴会礼式 他] 内外交際宴会礼式 皇室朝廷ノ部」(長
崎省吾関係文書18-1)
- (10) 藤波言忠「英国帝室諸例取調書」にも「夫婦同行ハ欧州ノ習慣ナリ。
故ニ其ノ事柄男子ノミニ限ルニアラザレバ夫婦同行ヲ常トス。皇族
ニ於テモ亦然リ、故ニ皇帝皇后概ネ同行ス。」との記事が見られる。
(伊藤博文『秘書類纂』憲法資料 原書房、一九七〇) 五〇頁。
- (11) 「鹿鳴館夜会招待状 明治一六年一月二八日午後八時半開催」明
治一六年一月二日外務卿井上馨・同妻差出 議官山尾庸三・同
令夫人宛 (山尾家史料221)
- (12) 「皇居御苑菊花盛開につき拝観 明治一三年一月九日」(山尾家史
料225)
- (13) 「濱離宮御苑での観桜会 明治一六年四月二五日午後三時開催」宮
内卿徳大寺實則差出 参事院議官山尾庸三・同令夫人宛 (山尾家史
料222)「赤坂仮皇居での観菊会 明治一六年一月一二日午後二時
開催」宮内大輔杉孫七郎差出 参事院議官山尾庸三・同令夫人宛 (山
尾家史料62)
- (14) 他の史料群を詳しく確認していないので、推定に留める。なお、後
述するように明治一三年ドイツ帝国皇孫ハインリヒ親王離日の際の
昼餐には熾仁親王妃、嘉彰親王妃、能久親王妃、井上馨夫人、青木
周蔵夫人が臨席しているが、親王妃以外の夫人が陪席している例は
この後はしばらく見受けられない。
- (15) 菊池寛「話の屑籠」(『文藝春秋』昭和一三年九月特別号、ジャパ
ンナレッジ <https://japanknowledge.com/library/>) 二〇二一年一月
二日最終閲覧。
- (16) 「鹿鳴館での舞踏演習案内状 明治一八年六月二九日午後六時」舞
踏会幹事長鍋島直大差出 山尾種子・同壽榮子宛 (山尾家史料245)
「鹿鳴館での舞踏例会・舞踏演習 明治一八年二月二一日午後七
時・明治一八年二月二五日午後七時」舞楽会幹事差出 山尾種
子・同壽榮子宛 (山尾家史料242)「鹿鳴館での舞踏演習 明治二〇
年四月二五日月曜日午後七時」舞楽会幹事差出 山尾種子・全壽
榮子宛 (山尾家史料239) などが見受けられる。「舞楽会」という組
織の詳細は不明である。
- (17) 鹿鳴館では天長節祝賀会行事をはじめ数々の皇室関連行事も開催さ
れたが、その際には夫人だけではなく、令嬢も招かれている「鹿鳴
館での天長節夜会案内状 明治一八年一月三日午後九時」外務
卿井上馨・伯井上武子差出 山尾参事院副議長・同令夫人・同令
娘宛 (山尾家史料244)
- (18) 『朝日新聞』明治一七年六月二〇日付 大阪朝刊一頁。
- (19) 宮内公文書館蔵「御用度録 購入七 明治二〇年 調度寮」(識別
番号69297) 以下所蔵館名略。鹿鳴館婦人慈善会「行啓買上げ品、
合計一八一九円。
- (20) 池田敬正は鹿鳴館における慈善会について「条約改正の交渉促進の
ためにとられたヨーロッパの制度や風俗を模倣しようとする」欧化
政策が「慈善事業にまでひろがった」として位置付けている。(池
田敬正『日本社会福祉史』法律文化社、一九八六、二七五頁)。一方、
大山捨松の子孫にあたる久野明子は、東京有志共立病院に看護婦を
導入するために捨松が発案して慈善会が開催されたとする(久野明
子『鹿鳴館の貴婦人 大山捨松』中公文庫、一九九三、二一四頁)。
- (21) 山尾家史料No.234
- (22) メニユーの解説は千麻子氏のご協力によるものである。
- (23) 『明治屋 百年史』(株式会社明治屋、一九八七) 一一四頁。
- (24) 『日本国語辞典』(ジャパンナレッジ <https://japanknowledge.com/>)

Library) 二〇二一年一月二日最終閲覧。

- (25) 山尾家史料中には、華族会館が使用以降も会場名を「鹿鳴館」とした夜会、晩餐会の案内状が存在する(山尾家史料125、147、173、238、539) 施設名としての「鹿鳴館」の存続時期、華族会館の使用開始時期等を再度確認する必要がある。
- (26) オットマール・フォン・モール『ドイツ貴族の明治宮廷記』(金森誠也訳、新人物往来社、一九八八) 一九頁。
- (27) 前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』六七頁。
- (28) 「第七号 普漏西王兼独逸皇帝ノ宮内官 他」宮内省顧問モール氏ヨリ聞取書(長崎省吾関係文書11812)
- (29) 宮内公文書館蔵「例規録 明治一九年〜二二年 大膳寮」(識別番号3060) 以下所蔵館名略。
- (30) 上野秀治「香川敬三の履歴」(『皇學館大學史料編纂所所報』五六・五七合併号、一九八三)、上野秀治「欧州留学中の香川志保子宛 父香川敬三書簡」(『学習院大学史料紀要』第二六号、二〇一〇)
- (31) 前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』四五頁。
- (32) 宮内公文書館蔵「御逸事一五」(識別番号34373) 以下所蔵館名略。
- (33) 恵美千鶴子「明治の皇室に選ばれた表象 明治宮殿と御物」(塩谷純・増野恵子・恵美千鶴子『天皇の美術史6 近代皇室イメージの創出 明治・大正時代』吉川弘文館、二〇一七)
- (34) 小沢朝江『明治の皇室建築 国家が求めた〈和風〉像』(吉川弘文館、二〇〇八)
- (35) 長佐古美奈子・長佐古真也「近代宮中における国産磁器洋食器の成立過程」(『学習院大学史料紀要』第二三三号、二〇一七)、長佐古美奈子・長佐古真也「明治八年英国に発注された宮中正餐用洋食器について―近代宮中における国産洋食器の成立過程2」(『学習院大学史料紀要』第二四号、二〇一八)、長佐古美奈子「史料より読み解く近代皇室使用の国産洋食器の成立過程」(『近代陶磁』一九号、
- (36) 近代国際陶磁研究会、二〇一八)、前掲「宮中晩餐会の歴史的考察 その(一)―現在に続くイギリス風の導入―」
- (37) 宮内公文書館蔵「例規録 明治二二年から一八年 大膳寮」(識別番号3059) 以下所蔵館名略。
- (38) 刑部芳則「宮中晩餐会の成立過程」(松尾正人編『近代日本成立期の研究』政治・外交編、岩田書院、二〇一八)
- (39) 前掲『天皇のダイニングホール』
- (40) 明治一〇年の開始当初は土曜日であった。また水曜日と金曜日の週に二回行われることもあった。
- (41) 前掲「宮中晩餐会の成立過程」三三九頁。
- (42) 前掲「例規録 明治二二年〜一八年 大膳寮」(識別番号3059) 前掲「宮中晩餐会の歴史的考察その(一)―現在に続くイギリス風の導入―」二八頁。
- (43) 「例規録 明治一九年〜二二年 大膳寮」(識別番号3060)
- (44) 宮内公文書館蔵「洋食器及厨具新調書類 明治二二年〜二四年 大膳寮」(識別番号3076)
- (45) 『明治天皇紀』六、明治一八年五月一四日条 四〇七頁。
- (46) 塩谷純「川端玉章の研究(一)」には川端玉章が御所の御用を小筆善大夫・宮川長右衛門を通じて得ていたとの記述がある。「又御所の御用も直接に致されたものもあり、又小筆善大夫宮川長右衛門と言ふ御所の御用達があつて、何日何時御所に御用があるかも知れぬと言ふので、仕込の屏風等を拵えて居りました」(『美術研究』三九二号、東京文化財研究所、二〇〇七) 五〇頁。
- (47) 前掲「近代宮中における国産磁器洋食器の成立過程」
- (48) 「御用度録 積書六 明治二二年 調度寮」(識別番号69312)
- (49) 前掲「明治八年英国に発注された宮中正餐用洋食器について―近代宮中における国産洋食器の成立過程2」
- (50) 「御用度録 購入三 明治一九年」(識別番号69281)。その他ガラス器については、明治一九年に大阪製銘酒コップ、葡萄コップ、水呑

- コップ、塩入れ、氷菓子皿、セリーコップ、三鞭酒コップ（中嶋嘉三製）が聖上御物として買い上げられていることも確認出来ている。
- (51) 明治二年五月四日付朝日新聞広告より。
- (52) 『明治天皇紀』六、明治一七年一〇月二五日条、三〇〇頁。
- (53) 『明治天皇紀』六、明治一七年二月二日条、三一四頁。
- (54) 花井久穂「美術」と「産業」の分かれ道―産地主義の芽生えとワグネルの「美術の要用」(『明治・大正時代の日本陶磁』明治・大正時代の日本陶磁展実行委員会、二〇一〇)一七二頁。
- (55) 前掲「近代宮中における国産磁器洋食器の成立過程」一一六頁。
- (56) 前掲「近代宮中における国産磁器洋食器の成立過程」一二五頁。
- (57) 英照皇太后は生涯洋服を着用することもなく、その生活は純然たる和式であったという。むしろ国産品使用の奨励の気持ち。即ち「工芸御奨励の思召」は強かったとも言えるだろう。
- (58) 「御用度録 購入三 明治一九年」(識別番号6281)「御用度録 購入四 明治一九年」(識別番号6282)他。
- (59) 『明治天皇紀』二、明治五年一月二日条、七八五頁。
- (60) 宮内公文書館蔵「外賓参内録 明治九〜一二年」(識別番号1935)以下所蔵館名略。
- (61) 『明治天皇紀』六、明治一九年五月一九日条、五八九頁。
- (62) 「外賓参内録 明治一八〜一九年」(識別番号1938)
- (63) 前掲「欧州留学中の香川志保子宛 父香川敬三書簡」
- (64) 上野秀治「欧州留学中の香川志保子宛 父香川敬三書簡」(『学習院大学史料館紀要』第二七号、二〇二一)今回掲載されていない史料の翻刻は次号以降順次掲載の予定とのことである。また、この間の書簡内容、特に明治宮廷の欧風化については、すでに上野秀治が詳細な論をまとめている。上野秀治「香川敬三が見た明治宮廷の欧風化」(『皇學館大学史料編纂所所報』第二一八号、二〇〇八)
- (65) 志保子は明治一八年一〇月一三日横浜港より出航し、フランス経由でイギリスに渡った。
- (66) 本誌三八〜三九頁24号(香川家史料457)
- (67) 本誌四四〜四五頁31号(香川家史料468)
- (68) 『明治天皇紀』六、明治一九年六月二三日条、六〇二頁。
- (69) 本誌四六〜四七頁33号(香川家史料469)なお、通達は別紙添付である。
- (70) 明治一九年七月三一日付書簡(香川家史料470)
- (71) 明治神宮監修『昭憲皇太后実録』(吉川弘文館、二〇一四)上巻、明治一九年八月一〇日条、三八一頁。
- (72) 明治一九年一〇月一日付書簡。同書にて「皇后宮御召物(洋服ヲ云)伊藤夫人・北島夫人等御世話申上居候所、何分伊藤夫人も昨今ノ洋服家ニ候間、十分ノ見識無之困リ居候、令嬢御婦リナレハ 皇后宮御衣服等之御世話も可被仰付候間、皇后宮御召物等之事ハ素々、御飾物等昼ハ何々、夜ハ何々ト申辺る、大礼服ハ何々ト云事一切御取調被下度、尤三宮も右辺オーストリア帝室ニて取調可致トノ事ニ御座候、歐洲各国帝家ニ而も、礼式一切ハ古シクオーストリアノ礼式ヲトリ候由ニ相聞申候、露国杯ハ尤オーストリア丸ウツシノヨシニ御座候」と伊藤夫人、北島夫人の見識不足を憂いている。(香川家史料478)
- (73) マントー・ド・クールはデコレテが大きく開いた、袖なしか短い袖のドレスで、腰か肩から長いマント(トレーン)をつける。皇后着用のマントが一番大きなものであった。
- (74) 明治一九年一月七日付(香川家史料475)
- (75) 裕居宏枝「昭憲皇后の大礼服発注をめぐる対独外交」(お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科『人間文化創成科学論叢』第一八巻、二〇一五)四五頁。
- (76) 明治一九年七月三一日付の書簡によれば、女官の洋服二人分も青木周蔵妻の斡旋によりドイツへ発注された。(香川家史料470)
- (77) 前掲「昭憲皇后の大礼服発注をめぐる対独外交」四三頁。
- (78) 明治二〇年一月六日付書簡(香川家史料466)

- (79) 『東京日日新聞』明治二〇年二月一日付。植木淑子氏のご教示による。
- (80) 『明治天皇紀』七、明治二年六月一四日条、二八七頁。『昭憲皇太后実録』上、同日条、四八八頁。研谷紀夫『皇族元勳と明治人のアルバム』(吉川弘文館、二〇一五)二七頁。
- (81) 「華ひらく皇室文化—明治宮廷を彩る技と美」展 東京学習院大学史料館会場(平成三二年三月二〇日～令和元年五月一八日開催)
- (82) A 「東京新シ橋 丸木利陽」と裏面にある立像の皇后写真(香川家史料15916、本誌縦27.2cm横18.4cm、台紙縦47cm横36cm金模様縁) B 「東京新シ橋 丸木利陽」と裏面にある座像の皇后写真(香川家史料15917、本誌縦27.2cm横18.4cm、台紙縦47cm横36cm金模様縁) C 撮影者不詳の立像の皇后写真(香川家史料15918、本誌縦28cm横19cm、台紙縦47cm横36cm青色模様縁)・(山尾家史料195、本誌縦27.5cm横18.7cm、台紙縦43.5cm横34.2cm青色模様縁(ただし額装のために周囲切断の可能性あり)) D 撮影者不詳の座像の皇后写真(個人蔵、本誌縦28.2cm横19.2cm、台紙縦46.6cm横35.9cm青色模様縁)・(加来金升『明治大帝写真帖』明治大帝偉業奉賛会出版部、一九二六)なお、ここに記しているように史料名は「皇后」写真とするべきであるが、検索・判別が容易となるよう口絵部分では史料名を諡号である「昭憲皇太后」を使用した。
- (83) 『東京日日新聞』明治二二年七月一六日付。
- (84) 筆者蔵写真。
- (85) 『平成の大礼』(毎日新聞社、一九九一)『令和 即位の礼』(朝日新聞出版社、二〇一九)においては星形つきティアラは確認できなかった。新年祝賀の儀については総てを検証していない。すでにこの件については高木陽子が『日本のティアラ』(プリンセスの輝き ティアラ展〜華麗なるジュエリーの世界〜日本テレビ放送網株式会社、二〇〇七)において指摘しているが、同書では写真が不鮮明で細部の特定は難しい。
- (86) 『明治天皇紀』六、明治二〇年一月一七日、六八〇頁。
- (87) 「御用度録 購入三 明治二〇年」(識別番号69293)
- (88) 「御用度録二 明治二一年」(識別番号69300)
- (89) 『昭憲皇太后実録』上、明治二二年四月一日条、四八一頁。
- (90) 香川家史料1535。尋問服が何を表すのか現時点では不明である。
- (91) 『法令全書 明治年間 第一七卷ノ二』(内閣官報局編、原書房、一九七四)
- (92) 香川家史料17942
- (93) 前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』一八九頁。
- (94) 宮内公文書館蔵「明治二十二年 憲法発布式録一」(識別番号5681)以下所蔵館名略。
- (95) 前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』一九一頁。
- (96) 小松大秀監修『華ひらく皇室文化—明治宮廷を彩る技と美』(華ひらく皇室文化展実行委員会、青幻社、二〇一八)九五頁。
- (97) 「明治二十二年 憲法発布式録一」(識別番号5681)傍線は筆者による。
- (98) 「御逸事一五」(識別番号34373)
- (99) 「明治二十二年 憲法発布式録一」(識別番号5681)
- (100) 「憲法発布式宮中晩餐会招待状 明治二二年二月一日午後七時」宮内大臣差出 宮中顧問官子爵山尾庸三 令夫人宛(山尾家史料74)
- (101) 前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』一九三頁。
- (102) 宮内公文書館蔵「会計予算決算録 大膳寮」(識別番号21534)
- (103) 宮内公文書館蔵「例規録 明治一九年〜二〇年 大膳職」(識別番号3060)
- (104) 元宮内庁大膳課長高橋要三氏のご教示による。
- (105) 「宮中晩餐会献立表 明治二二年二月一日」(山尾家史料358)
- (106) 前掲「宮中晩餐会の歴史的考察その(一)—現在に続くイギリス風の導入—」二六頁。

- (107) 新宿歴史博物館開館三十周年記念特別展『新宿御苑―皇室庭園の時代』(二〇一八)
- (108) 福羽家文書の目録を本誌三六〇頁より掲載している。逸人関係はほとんど含まれていない。
- (109) 秋山徳蔵「大膳頭 福羽博士」(『味』中公文庫、二〇〇五)
- (110) 「明治二十二年 憲法発布式録一」(識別番号508-1)
- (111) すべて個人蔵。
- (112) 共伴するボンボニエールには身底面に「銀製」銘があることから明治末期以降制作のものと思われる。
- (113) 京都西陣袖長 天鷲絨美術館HP (<https://somacho.co.jp/2020/09/04/post-826/>) 二〇二一年一月五日閲覧。
- (114) 長佐古美奈子『ボンボニエールと近代皇室文化』(えにし書房、二〇一五)
- (115) 香川家史料15422～15424、この史料の存在は、茨城県立歴史館学芸員石井裕氏の)教示による。
- (116) 今泉宜子『明治のナイチンゲールたち』(扶桑社、二〇一四)二五〇頁。
- (117) 前田家の美術館である金沢成巽閣所蔵。
- (118) 現在は白の紙箱に入れて下賜される。
- (119) 『風俗画報』七一号(東陽堂、一八九四)
- (120) 前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』一八五頁。
- (121) 「御用度録 購入三 明治一九年」(識別番号69281)
- (122) 京人形並河人形店けうみや ([wixsite.com](http://wixsite.com/keumiyagoyogin)) 二〇二一年一月八日閲覧。
- (123) 『明治天皇紀』七、明治二年四月二六日条、四八頁。
- (124) 『明治天皇紀』七、明治二年八月二日条、一一五頁。
- (125) 前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』一五九頁。